

規制の事前評価書

法令案の名称：消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

規制の名称：子供用特定製品の規定

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

評価実施時期：令和6年9月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 令和6年6月に成立・公布された消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（改正消安法）において、主として子供が使用する製品を規制する枠組みである「子供用特定製品」が創設された。昨今の事故状況を踏まえ、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）において、出生後二十四ヶ月以内の子供が使用する乳幼児用ベッド（以下「二歳以下向け乳幼児用ベッド」という。）及び出生後三十六ヶ月未満の子供が使用する玩具（以下「三歳未満向け玩具」という。）を子供用特定製品に指定する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

●二歳以下向け乳幼児用ベッド

- 当該乳幼児用ベッドは、昭和51年に消費生活用製品安全法（消安法）における特別特定製品（事業者のなかに消費者の生命または身体に対する危害の及ぼすことを防止するため必要な品質の確保が十分でない事業者が居る可能性があると考えられる製品）に指定されており、実際、近年でも、平成22年から平成26年の間に2歳以下の子供による子供用ベッドからの落下が197件、平成27年1月から令和2年9月までの間に、6歳以下の子供による子供用ベッドからの落下が139件発生していることを踏まえ、そうした危害の発生を防止する観点でも、今般の改正法で措置された子供用特定製品（子供の生活の用に供される製品）として位置づけ、使用対象年齢や使用上の注意に関する表示を付することも求めることは極めて合理的である。

●三歳未満向け玩具

- 近年、玩具の部品または本体の誤飲によって子供が死亡若しくは重症を負う事故が数多く発生しており、それは三歳未満の子供が多く生じている。（「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日 消費者安全調査委員会）によると、玩具を誤嚥した経験を持つ子供の保護者302人に対して誤嚥した当時の月年齢を聞いたところ、三歳未満という回答が84%を占めた。）
- 玩具については、多くの子供が長時間もてあそぶ（接触する）ものであり、子供による乱雑な使用状況に置かれる蓋然性が高く、実際に、上記のとおり、三歳までの子供において玩具による、小さな部品を誤飲して窒息する事故や指挟み・突き刺し等の外傷事故が繰り返し発生している。国際的にも三歳未満向けの玩具に対しては厳しい安全基準が要求されている。

- ・このような状況を踏まえ、子供用特定製品の指定にあたり、三歳未満向け玩具を規制（強制規格）の対象とする優先度が高い。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具を、消安法における子供用特定製品に指定する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果）

- ・二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具について、「子供用特定製品」に指定するのではなく、従前から規定されている「特定製品」として指定することも検討したが、子供が使用する製品は、製品自身の物理的な安全性が確保されるだけでなく、特に保護者や周りの成人が、その子供用の製品を使うことが想定される方の年齢（対象年齢）や使用する際の注意事項を理解した上で、当該製品で遊ぶ子供の行動を監護することで、事故の未然防止が果たされるものであるから、事業者に対しては、物理的な安全性に関する技術基準への適合だけでなく、対象年齢や使用上の注意についての表示のない製品の販売ができないよう、義務付けたもの。対象年齢や使用上の注意についての表示内容は、保護者等に対して子供の安全性を確保する上で必要不可欠な情報であり、そうした内容を見やすい位置にわかりやすく表示されることが実効性のある対策として重要であることから、「二歳以下向け乳幼児用ベッド」及び「三歳未満向け玩具」は特定製品ではなく子供用特定製品に指定することとした。

<その他非規制手段の検討状況>

■非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・仮に業界の任意の安全基準を国が推奨するような制度とした場合、安全遵守への意識が低い事業者はそのような任意の規格には従わない（積極的に活用しない）ことが想定される。全ての事業者の子供用特定製品についての安全基準への適合を遵守させるためには、国による強制規格として導入し、消安法の法体系を踏まえて当該製品の製造・輸入に関わる全ての事業者を規制対象とすることが、効率的かつ効果的な措置であるとする。また、経済産業省及び経済産業省所管の独立行政法人である製品評価技術基盤機構は、乳幼児用ベッド（関連製品を含む）及び子供向け玩具による事故を防ぐための注意喚起（周知）に長年取り組んでおり、引き続き定期的な情報提供を実施していく。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・本規制の目的は、二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具に対し技術基準適合義務及び対象年齢

と使用上の注意に関する表示義務を設けることで、安全ではない製品を市場に流通させず、対象製品での危害の発生・拡大の防止を図ることである。本規制が施行された後は、消費者が購入する（使用する）二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具全てにおいて製品側での安全対策が講じられることとなるため、一年間で消費者が購入する（使用する）二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具に対して、本規制の効果が及ぶものと考え、以下に、その数量（一年間で消費者が購入する（使用する）二歳以下向け乳幼児用ベッド及び三歳未満向け玩具の個数）を推算する。

- ・本政令において、子供用特定製品に指定する二歳以下向け乳幼児用ベッドは、一般的に乳幼児が使用するベッドのうち、足が四本ある、床板がある等の要件を満たす製品である。二歳以下向け乳幼児用ベッドの一年間の購入数は「(A) 令和 5 年の新生児出生数× (B) 子供用ベッドの購入割合× (C) 子供用のベッドのうち二歳以下向け乳幼児用ベッドの定義に当てはまる製品の割合」で求めることができる。

- (A) 新生児出生数は、「厚労省の令和 5 年人口動態統計月報年計の概況」より、令和 5 年の出生数 727,277 人を用いる。
- (B) 子供用ベッドの購入割合は、「株式会社ホンダ「マットレス大学 【ベビーベッドは必要なのか？】子育て世代 548 名にベビーベッドの利用状況をアンケート調査!」、株式会社小学館「kufura 【育児グッズ買った? 借りた? vol.4】「ベビーベッド」は物置化する? 先輩ママの声は!」に掲載の乳幼児用ベッドの購入割合より、30%とする。
- (C) 子供用ベッドのうち二歳以下向け乳幼児用ベッドの定義に当てはまる製品の割合は、「オンラインモール（楽天市場、アマゾン）における乳幼児ベッド購入ランキングの上位 50 製品のうち二歳以下向け乳幼児用ベッドと想定される製品（計 77 製品）に占める消安法対応製品（計 39 製品）の割合」を準用し、51%とする。

よって、二歳以下向け乳幼児用ベッドの一年間の購入数は $727,277 \times 0.3 \times 0.51 = 111,273$ 台となる。

なお、二歳以下向け乳幼児用ベッドは（一財）製品安全協会が運営する安全認証制度（SG マーク）での対象製品となっており、（一財）製品安全協会「四半期毎の SG マーク表示数量_2022 年度」によると、二歳以下向け乳幼児用ベッドの一年間の SG マーク取得数は 123,920 台となっており、上記の推算結果と近い値となる。

- ・また、本政令において、子供用特定製品に指定する三歳未満向け玩具の一年間の購入数は「(D) 令和 2 年から令和 4 年の新生児出生数の合計 × (E) 三歳未満の子供一人に対し玩具購入のために一年間で使用する金額 ÷ (F) 三歳未満向け玩具の平均単価」で推計できる。

(D) 令和 2 年から令和 4 年の新生児出生数の合計は、令和 3 年 811,622 人、令和 4 年 770,759 人、令和 5 年 727,277 人であり、その合計は 2,309,658 人である。

(E) 三歳未満の子供一人に対し玩具購入のために一年間で使用する金額は、(株)バンダイ「<バンダイ子どもアンケートレポート Vol.132>～お子様に 1 ヶ月に買ってあげるおもちゃの数と金額は?～」(2006 年 8 月)によると、23,000 円である。

(F) 三歳未満向け玩具の平均単価は、日本トイザらス(株)が運営する「トイザらス - オンラインストア」における 3 歳未満向け玩具の平均製品単価を計算したところ、3,543 円であった。

よって、三歳未満向け玩具の一年間の購入数は $2,309,658 \times (23,000 \div 3,543)$ より、14,993,546 個となる。一年間あたり、約 11 万台の二歳以下向け乳幼児用ベッドと約 1500 万個の三歳未満向け玩具に対して、それ

ぞれ安全性を確保することができるというのが、子供用特定製品として両製品を指定することによる効果（影響範囲）と考えられる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・二歳以下向け乳幼児用ベッドはすでに消安法上の特定製品及び特別特定製品に指定されているが、今般、子供用特定製品としても追加規定されることで、製造・輸入事業者に対して、対象製品に対象年齢及び使用上の注意についての表示を付すことが義務付けられる。また、販売するために必要な PS マークが変わるため、施行後から経過措置期間内に在庫が売り切れなければ、PS マークの張り替え作業を行う必要がある。「3 効果（課題の解消・予防）の把握」で述べたとおり、一年間に販売される二歳以下向け乳幼児用ベッドは約 111,273 台と推計した。業界関係者からの聴取したところ、二歳以下向け乳幼児用ベッドはあまり在庫を抱えず、一年以内に在庫が捌けるビジネスモデルであるため、一年間に販売する台数を在庫の最大値として捉えることができる。
- ・一般財団法人製品安全協会が二歳以下向け乳幼児用ベッドについて独自の安全基準を定めており、当該安全基準に適合している旨のマーク（SG マーク）のシールを一枚 12 円で販売している。子供用特定製品に付すマークについては、SG マークのシールの大きさや、粘着性・耐久度合いも同等であることが推測される。仮に、PS マークの張り替えにかかる費用を一台あたり 12 円とすると、PS マークの張り替え作業のために全事業者で、最大で $111,273 \text{ 台} \times 12 \text{ 円} = 1,335,276 \text{ 円}$ 程度のコストは要すると推計できる（この他、張り替え作業を行う方の人件費等も要する）。
- ・また、子供用特定製品に追加指定されることで、届出を再度行う必要がある。届出を行う事業者数は、既に特別特定製品として届出をしている事業者数（55 社）で、一つの届出あたりおおよそ 3 時間の作業時間を要するものと仮定し、登録のやり直しに係る作業時間は合計 165 時間（ 55×3 ）程度となる。
- ・上記二つを合計して、二歳以下向け乳幼児用ベッドを指定するに当たり、全事業者に係る負担は、1,335,276 円と 165 時間の作業時間と考えられる。令和 4 年度賃金構造基本統計調査結果の概要（厚労省）によると、一般労働者の賃金は 311 万 8000 円である。一日 8 時間で年間 250 日働く労働者は一年間で、2000 時間働くことになるため、一般労働者の時給は 1559 円である。したがって、165 時間の労働時間を金銭換算した場合、遵守費用は推計で $1,335,276 \text{ 円} + 257,235 \text{ 円} = 1,592,511 \text{ 円}$ となる。
- ・三歳未満向け玩具は多種多様に存在（前述のとおり、年間約 1500 万個販売）しているが、製品によって必要な試験内容・工数が異なり、また、事業者によって扱っている品目数が異なるため、費用及び作業時間を推計することは困難である。

＜行政費用＞

- ・子供用特定製品の指定に伴い製造・輸入事業者からの届出が見込まれる。乳幼児用ベッドについては、既に特別特定製品として届出が行われており、子供用特定製品への届出の変更が行われる。その件数は既に特別特定製品として届出をしている事業者数と同一（55 社）である。他方、三歳未満向け玩具の製造・輸入事業者から、約 1500 万個分の届出が出されるのか見通しはないが、暫定的に 1 種類当たり 1 万個が製造・販売されたと仮定すると、1500 件の届出された場合として算出する。

2,500 円（※）× 1 人（人員数）× 3 時間（作業時間）× 約 1,500 件 = 約 1125 万円

※（人件費単価の根拠）約 2,500 円＝（「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される職員の平均給与月額）405,049 円 ÷（8 時間×20 日）。

その上で、1 件あたり 1 人 3 時間を要して届出内容の確認等をするとして仮定して推計。

<その他の負担>

- ・ 特になし

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

審議会では、以下のような意見が出されており、施行に向けて更に検討・調整を進めていく。

- ・ 3 歳未満向けの玩具については、早期に規制の対象とすべき。
- ・ 玩具のみならず、育児・保育に関わる幅広い製品を規制の対象にすることが重要。対象年齢等の注意喚起による効果が高いものは子供用特定製品に指定する必要性が高い。国内の生活環境や使用状況にあった基準が必要。
- ・ 玩具における事故は 3 歳以上でも発生しており、6 歳までに対象を広げることも今後検討すべき。
- ・ 消費者に認知されやすいマークが大事。子供の祖父母など高齢者も見やすい字の大きさ等も考慮すべき。アルファベットのマークはありふれているため、イメージのわかりやすいイラストの方が良いのではないかな。
- ・ 子供の保護者への製品事故の危険性の周知、託児所等への周知啓発も重要。製品側で 100% の安全確保はできないため、消費者自身も安全な使い方を自ら考えて行動することが重要。
- ・ 法律の施行前に製造・輸入された製品を販売できる措置について、小売現場で事業者が混乱のないようにしてほしい。
- ・ 子供用製品は、中古品流通されやすいもの。中古品の安全確保についても留意いただきたい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第 11 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【2023 年 10 月 27 日】
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/011.html
- ・ 第 12 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【2023 年 11 月 27 日】
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/012.html
- ・ 第 13 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会【2023 年 12 月 18 日】
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/013.html
- ・ 第 15 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第 21 回消費経済審議会 製品安全部会との合同会議）【2024 年 8 月 27 日】
https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/021.html

- ・第 16 回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第 22 回消費経済審議会 製品安全部会との合同会議）【2024 年 10 月 23 日】

https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/022.html

- ・その他関係者との事務方による意見公開を数十回程度行った。その議事録は公表していない。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・あり

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・なし

＜上記以外の法令案＞

- ・指定製品については事故の発生状況によって適切に判断していく。